

令和8年4月

建設関連コンサルタント業務における前金払制度の導入について（お知らせ）

本市では、建設関連コンサルタント業務において、受注業者の円滑な資金調達による適正な業務の履行確保及び賃金の適正な支払い等の促進を目的として、下記のとおり前金払制度を導入します。

記

1 対象案件

令和8年4月1日以後に契約を締結する当初の契約金額が100万円（税込）以上の「建設関連コンサルタント業務」

※前金払をすることができる業務は、公告又は指名通知書において「前金払の有無」が「有」と記載されている案件に限ります。

2 前払金の額

契約金額の10分の3以内の額

3 申請手続き

前金払を受けようとするときは、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）（以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と当該業務の履行期間を保証期間とした保証事業法第2号第5項に規定する保証契約を締結し、本市との契約締結後30日以内に以下の書類を業務担当課へ持参の上、申請してください。

- (1)前金払申請書（様式第13号）
- (2)本市との契約書（写し可）
- (3)保証事業会社の前払金の保証証書（電磁的方法による場合は、保証契約番号及び認証キーが確認できる書類）

4 その他注意事項

前払金の支払いを受けるには「前金払用口座」の登録が必要です。